

本募集要項の内容を十分理解のうえ
事業実施してください

貝塚市公民連携地域活性化等
共創チャレンジ事業
募集要項



募集期間

令和8年7月10日（金）～令和8年8月12日（水）

令和8年7月

貝塚市公民連携共創推進協議会

— 目次 —

	ページ
1 はじめに	1
2 事業概要	1
3 応募資格	1
4 対象事業	2
5 補助金の額	2
6 対象経費	3
7 応募方法等	3
8 応募条件	4
9 審査方法等	4
1 0 事業の実施と留意事項	5
1 1 事業終了後の手続き	6
1 2 事業スケジュール	6

1. はじめに

令和5年度の貝塚市市制施行80周年事業を契機として芽吹き、令和7年度に開催された日本国際博覧会（大阪・関西万博）をきっかけに、本市では、公民連携による社会課題の解決や地域創生、地域活性化に資する事業を公募・支援してきました。

これらの取り組みを万博のレガシーとして継承・定着させるとともに、「+Beyond（プラスビヨンド）」として、そのレガシーに新たな価値を加え、さらに発展させる取り組みとして、共創の裾野を広げ、新たなチャレンジやイノベーションを共に創出することを目指し、本募集要項に基づき、新たな共創チャレンジ事業を募集します。

2. 事業概要

本市の地域活性化や社会課題の解決、地域創生を目的として、民間企業や市民団体等が主体となり、公民連携または協働により新たに実施する共創チャレンジ事業に対し、事業の実施に必要な経費の一部を補助します。

【支援項目】

- 1) 令和8年度共創チャレンジ補助金
- 2) 活用可能な国・府補助金活用支援
- 3) 事業実施のための関係機関等との調整等

3. 応募資格

募集対象は、それぞれ下記の要件をすべて満たす団体等が申請することとし、個人での応募はできません。応募事業を複数の団体等で実施する場合は、主体となる団体等が下記の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 現在、主たる活動の場が貝塚市内であること。または、今後、貝塚市内での活動を予定していること。
- (2) 構成員が5名以上で、その構成員に、市内在住、在勤、又は在学するものを含み、責任者が成人であること。
- (3) 規約その他これに類するものを有していること。
- (4) 法令、条例、規則等に違反する活動をしていないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。
- (7) 団体又は団体の代表者が市税を滞納していないこと。
- (8) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(注) 公民連携による多様な主体による共創を促進するため、複数の団体等の連携を視野に入れた活動が望ましいです。

(注) 申請者は団体であることを要件とします。

なお、現時点で団体を組織していない個人のかたで本事業への応募を希望さ

れる場合は、団体の設立等について事前にご相談ください。

4. 対象事業

公募の対象となる取組みは、採択された日から令和9年3月31日までの間に実施し、以下の(1)～(6)の項目をすべて満たす事業です。

- (1) 以下のいずれかを目的とし、地域創生に貢献する事業
 - ①地域活性化
 - ②社会課題解決
 - ③伝統文化継承
- (2) 市民団体、民間事業者等が取り組む事業
- (3) 貝塚市内を主な活動拠点として実施する事業
- (4) 持続可能性のある事業モデルで、短期的な効果だけでなく、長期的に地域に良い影響を与えることが期待される事業
- (5) 応募者自らが企画し、実施する事業
- (6) 実施しようとする事業が既存事業であるときは、規模等を拡充し、事業内容を追加したものであることが明確に区分できる事業。ただし、伝統文化継承を目的とする事業についてはこの限りではない。

※ 以下の事業は支援の対象になりません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 企業等がその本来の事業の一環として行う事業② 政治的・宗教的活動として行われる事業
例)・特定の政党を支持するもの
・特定の宗教の布教活動につながるもの③ 特定の事業の反対運動を目的とする事業④ 市や他の官公庁などから他の補助金を受けている事業
※貝塚市祭礼運営費助成金の助成対象者となる祭礼運営委員会およびその構成団体、関係団体が実施する祭礼および盆踊り事業 |
|---|

5. 補助金の額

補助事業件数は予算の範囲内とします。

1事業につき補助対象経費の2分の1以内で、20万円を上限として補助します。ただし、事業の規模が大きく、地域創生や社会課題解決への貢献が大きいと判断したものは4事業程度を基準に30万円を上限として補助できるものとします。

なお、対象事業に事業収入がある場合の補助額は、支出総額から事業収入を差し引いた額の範囲内とします。

6. 対象経費

補助金の対象となる経費は、対象事業を実施するために必要と認められる経費で、採択された日から令和9年3月31日までの間に支出される経費です。

対象となる経費	
報償費	講師、専門家、出演者等への謝礼等
旅費	講師、専門家、出演者等に支払う交通費、宿泊費等
消耗品費	事務用品等の購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット等の作成費
通信運搬費	文書の郵送料、配送料等
保険料	ボランティア保険料、イベント保険料等
広告費	メディアへの公告料等
委託料	会場設営委託、警備委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器借上料等
備品購入費	事業実施に必要な不可欠な備品の購入費
その他	その他協議会会長が必要と認める経費

※以下の経費は対象となりません。

団体等の維持に係る経費（職員人件費、事務所の光熱水費等）、企業等の本来の事業に係る経費、交際費、飲食費・懇親会費、贈答品・記念品等、領収書等のない使途が不明なもの、その他社会通念上必要と認められない経費

7. 応募方法等

(1) 提出書類

応募する際には、次の書類を提出してください。

なお、応募は1団体につき1事業です。

- ① 貝塚市公民連携地域活性化等共創チャレンジ事業提案書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 事業収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体等概要書（様式第4号）
- ⑤ 規則、会則又は定款等の写し
- ⑥ 法人の場合は、履歴事項全部証明書
法人以外の場合は、団体等の代表者の身分が分かる書類の写し（免許証、マイナンバーカード等）
- ⑦ その他協議会会長が必要と認める書類

(2) 受付期間

令和8年7月10日（金）から令和8年8月12日（水）午後5時まで

※必着

(3) 提出方法及び提出先

(ア) メール：kyodo@city.kaizuka.lg.jp

(イ) 郵送：〒597-8585 貝塚市島中1丁目17番1号

貝塚市公民連携共創推進協議会

公民連携共創チャレンジ事業公募型ワーキンググループ

(貝塚市役所総合政策部魅力づくり推進課(市民協働室)内)

(ウ) 持参：貝塚市公民連携共創推進協議会

公民連携共創チャレンジ事業公募型ワーキンググループ

(貝塚市役所総合政策部魅力づくり推進課(市民協働室)内)

(市役所2階)

※平日午前9時から午後5時までの間にお持ちください。

8. 応募条件

- ・地域活性化、社会課題解決、伝統文化継承を目的としたものであることが明確に示されている事業であること。
- ・持続可能性のある事業モデルで、短期的な効果だけでなく、長期的に地域に良い影響を与えることが期待される事業であること。
- ・既存事業については、事業規模等を拡充するなど事業内容を新たに追加したものであることが明確に示されていること。ただし、伝統文化継承を目的とする事業はこの限りではない。
- ・本補助金の申請は1団体につき1事業とする。
- ・市や他の官公庁などから他の補助金を受けている事業は対象外とする。

9. 審査方法等

(1) 審査機関

協議会において審査を行います。ただし、申請事業件数が多数の場合は、協議会事務局において事前審査を行います。

(2) 審査方法

提出書類による書類審査を行います。

(3) 審査基準

審査基準	
A:地域貢献度	地域活性化、地域の社会課題解決、伝統文化の継承、地域創生にどれだけ貢献できるか
B:公民連携の実効性	市や各団体との連携がなされ、または想定されているか。

C：持続可能性	単発的ではなく、継続的に地域の発展や問題解決、伝統文化の継承に寄与できるモデルかどうか
D：実現可能性	事業内容、収支計画、スケジュール、組織体制等が適切であり、取り組みに対する熱意や意欲が感じられるものか
E：革新性・独自性	目的に対する新しい解決策やアプローチを示し、革新的な要素が盛り込まれているか、または、地域の独自性を活かした取り組みかどうか

(4) 評価点と評価方法

(ア) 各審査員が各審査基準に1点単位で10点から1点までの点数を付し、50点満点とします。

(イ) 合計点が6割に満たない場合は選外となります。

(5) 選考結果（事業採択・不採択）の通知

事業が採択された団体には、補助金の申請に必要な書類を同封しますので、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

10. 事業の実施と留意事項

(1) 共創チャレンジ事業のPRについて

事業で作成するポスターやチラシ、ウェブサイト等には、以下のものを記載してください。

- ① 「貝塚市公民連携による地域活性化共創チャレンジ事業」の文言
- ② 本事業の「ロゴマーク」

※ 作成したポスターやチラシを持参いただければ、可能な範囲で公共施設等への設置を行います。

(2) 事業実施にあたっての留意事項

- ・補助金は申請した事業の目的以外に使用することはできません。
- ・提出された書類に虚偽の記載があるなど、不正な行為があった場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。
- ・交付決定後、事業内容を変更または中止する場合は、あらかじめ変更または中止の手続きが必要となります。事前に連絡なく変更または中止した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- ・事業実施にあたり、活動の記録（写真、チラシ、新聞記事等）を残すようにしてください。
- ・事業の開催により事故等が発生した場合は、主催者が責任をもって対応してください。市又は協議会では一切の責任を負いません。なお、事故等が発生した場合は、実績報告書とは別に事故等の報告書（様式任意）を提出してください。

1 1. 事業終了後の手続き

事業が終了したときは、30日以内に以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類

①事業の実施状況が分かる報告書（任意様式）

※写真、チラシ等を添付し、参加人数を明記すること。

②その他協議会会長が必要と認める書類

※貝塚市公民連携地域活性化等共創チャレンジ事業補助金交付要綱に沿って必要書類を提出してください。

(2) 提出方法及び提出先

(ア) メール：kyodo@city.kaizuka.lg.jp

(イ) 郵送：〒597-8585 貝塚市島中1丁目17番1号

貝塚市公民連携共創推進協議会

公民連携共創チャレンジ事業公募型ワーキンググループ

（貝塚市役所総合政策部魅力づくり推進課（市民協働室）内）

(ウ) 持参：貝塚市公民連携共創推進協議会

公民連携共創チャレンジ事業公募型ワーキンググループ

（貝塚市役所総合政策部魅力づくり推進課（市民協働室）内）

（市役所2階）

※平日午前9時から午後5時までの間にお持ちください。

1 2. 事業スケジュール

項目	期間	備考
① 募集・提案書の提出	令和8年7月10日 ～令和8年8月12日	募集期間中に申請書類を事務局にメール、持参又は郵送（締切日必着）で提出してください。
② 選考及び選考結果（事業採択）通知	令和8年8月下旬 （予定）	協議会において、書類審査により、事業の採択の可否を決定し、結果を文書で通知します。
③ 事業実施期間	採択された日～ 令和9年3月31日	補助金を交付する場合は、左記期間で実施した事業が対象です。
④ 実績報告	事業実施完了後、30 日以内	「実績報告書」他関係資料を提出してください。

※ 共創チャレンジ事業に係る書類（領収書等）に関しては、事業終了後、5年間保管してください。

【問合せ先】

貝塚市公民連携共創推進協議会

公民連携共創チャレンジ事業公募型ワーキンググループ

（貝塚市魅力づくり推進課（市民協働室）内）

住所：〒597-8585 貝塚市島中1丁目17番1号（市役所2階）